

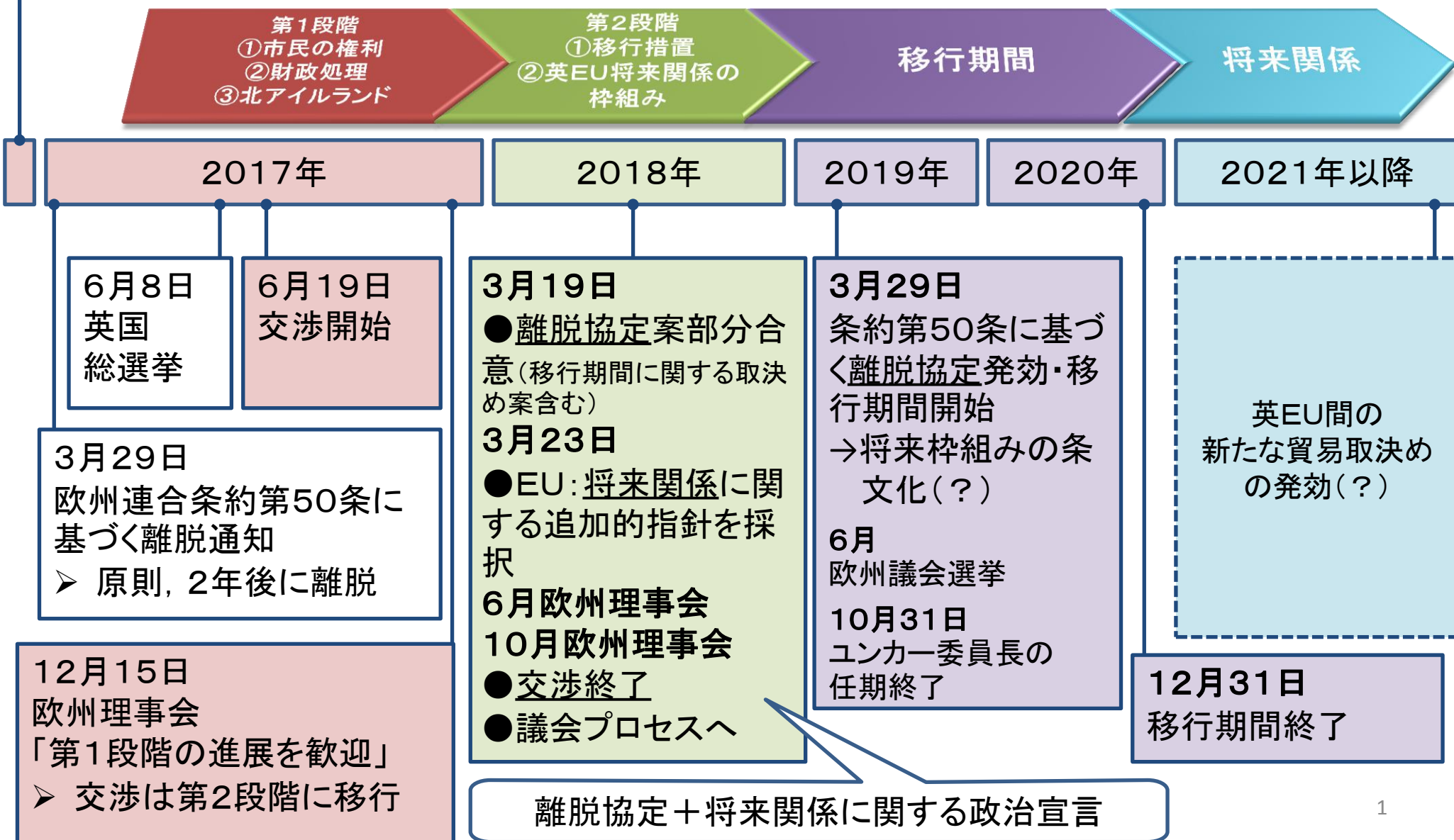


英国のEU離脱(タイムテーブル)

平成30年7月
在英国大使館



2016年6月23日：英国のEU離脱に関する国民投票(残留48.1%, 離脱51.9%)





英国のEU離脱（交渉の現状）



現状及び今後の見通し

- 3月欧州理事会以降、離脱協定案の残りの論点（**アイルランド国境問題**、データ保護、知財、離脱協定の一貫した適用・解釈及び紛争解決等）及び政治宣言に盛り込まれる**将来関係に関する交渉**を継続するも、6月欧州理事会まで合意には至らず。
- 欧州議会等での承認プロセスを考慮すると、2018年10月欧州理事会までにこれら交渉をまとめる必要がある。

3月19日付け離脱協定案の公表

交渉第1段階：市民の権利、財政処理、北アイルランド

- 市民の権利及び財政処理：条文レベルで合意。
- 北アイルランド問題：共通渡航領域及び南北協力等については合意。しかし、アイルランド・北アイルランド間の国境措置等の多くの点で未合意。

交渉第2段階：移行期間

- 移行期間を設定することで大筋合意。ポイントは以下のとおり。
 - 移行期間は2020年末まで。
 - 英国は、原則として全てのEU法を遵守するが、EU組織には参加できず、意思決定に参画できない。
 - 移行期間中、英国はEUと第三国との国際約束から生ずる義務に拘束される。
 - 移行期間中、英国は、EUの専管事項についての国際約束（自由貿易協定等）を第三国との間で交渉、署名及び批准することができる（ただし、EUの承認なく発効させてはならない）。



英国のEU離脱(7月6日英国政府合意事項の概要)



7月6日, メイ首相は全閣僚を首相公式別邸(チェッカーズ)に招集し, EU離脱後のEUとの将来関係に関する英政府の交渉方針について議論。事後, 政府としての提案を示すステートメントを発表。

- 1 EUとの間の物品に関する自由貿易地域 (free trade area)を確立する。
- 2 7月9日の週に発表する離脱白書には, 以下の4点が含まれる。
 - (1)・ 全ての物品について英EU共通の規則を維持。国境における摩擦のない貿易に必要な部分のみ, 物品についてのEU規則との調和を継続。英国議会は, これら規則の英国法秩序への組込みにつき, その是非を含めて監督。
 - ・ サービスは, 規制に柔軟性を持たせるため, 異なる取決めに追求。英EU間の市場アクセスは現行水準を維持できない。
 - (2) 開かれた公正な貿易に関する強固な互惠的約束により, 公正な貿易環境を確保。英国は, 補助金に関する共通の規則を適用し, 競争規制当局間の協力を確保。英EUは, 環境, 気候変動, 厚生及び雇用, 消費者保護について, 高度な規制水準を維持。
 - (3) 英EU間の諸合意の一貫した解釈及び適用を実現するために, 共同制度枠組み(合同委員会, 仲裁手続など)を設立。英国がEUと共通の規則を適用し続ける分野では, 英国は英国裁判所が, 欧州は欧州司法裁判所が, EU判例法に妥当な考慮を払いつつ, それぞれ判断。
 - (4) 円滑化された通関取決め (Facilitated Customs Arrangement)
英国とEUが結合された関税地域であるかのように通関検査を免除。英国は, 英国を仕向地とする物品には英国の関税及び通商政策を, EUを仕向地とする物品にはEUの関税及び貿易政策を適用する。TPP11を含め, 第三国との通商協定締結が可能。



EU離脱に係る英国議会の状況

EU離脱法 (European Union(Withdrawal) Act 2018) (2018年6月20日可決) の概要

(1) 目的

1972年EC法を廃止するとともに、EU法の国内法への置換えを必要に応じ行うことで、EU離脱日以後の英国内の法の欠陥を防ぐ。

(2) 議会審議において追加された主な項目

① EUとの交渉結果に対する議会の関与 [賛成319(労働党から4名造反): 反対303(保守党から6名造反)]

次の場合、政府は、その後の離脱交渉方針を発表し、それについて議会^①で討論するための中立動議^②を上下両院に提出すること

- i) 交渉により得られた離脱合意及び将来関係の枠組みを承認するための決議案を下院が可決しないことを決定した場合
- ii) 2019年1月21日より前に、離脱合意及び将来関係の枠組みに係る大枠合意を得ることができないことを首相が声明で発表した場合
- iii) 2019年1月21日においても離脱合意及び将来関係の枠組みに係る大枠合意が存在しない場合

※ 中立動議: 各院としての何らの意見表明を伴うものではなく、そのため、各院はこの動議に対する修正を付することができない。

② 関税関係 [全会一致]

EUとの関税アレンジメント(a customs arrangement)について合意を得るために政府が講じた措置を2018年10月31日までに上下両院に提出すること

③ 英国のEU離脱日 [賛成319(労働党から2名造反): 反対294]

2019年3月29日午後11時(英国時間。なお、これは二次立法により修正可能)

今後審議されるその他の主な法案

(1) 貿易法案(Trade Bill)・関税法案(Taxation(Cross-border Trade) Bill。通称Customs Bill)

EUと非EU国との間で締結されている貿易協定移行のための権限創設、

これまでEUによって定められていた通関に関する措置を英国が定められるようにする権限創設、等

【貿易法案・関税法案の審議経過】

- ・2017年11月 法案提出・①下院第一読会(法案名の朗読)終了
- ・2018年 1・2月 ②下院第二読会(法案についての全般的な討論)・③委員会審査(逐条審査)終了
- ➡ ④下院報告段階(個別修正案の採決)・⑤第三読会(法案採決)に向けて※、親EUの超党派議員から関税同盟に関する修正案が提出されている状態

(2) EU離脱合意・実施法案(Withdrawal Agreement and Implementation Bill)

離脱合意に達した場合にその合意を実施するためのもの(市民の権利、財政処理、移行期間等)。今後提出。

※ 下院で可決された法案は、上院でも同様の手続きを経て、修正があれば修正案が下院に送付される。さらに下院で修正があれば、その修正案が上院に送付され、上院と下院が同一内容を可決するまで議案が往復する(通称「ピンポン」と呼ばれている。)